

お 知 ら せ

2009年4月6日

関西国際空港用地造成株式会社
代表取締役社長 村山 敦

今般、当社におきましては、関西国際空港2期事業における「2期空港島護岸築造工事（その15）」の発注を予定しており、この工事を施工していただく方を「大型公共事業への参入機会等に関する我が国政府の追加的措置について」（1991年7月26日閣議了解）に基づく当社の基準による一般競争方式により決定いたします。

本件の競争に参加を希望される方を、下記要領により募集いたしますのでお知らせします。

記

1. 発注案件の概要

- | | | | |
|----------|--------------------|---|-------------------|
| (1) 工事件名 | 2期空港島護岸築造工事（その15） | | |
| (2) 工事場所 | 関西国際空港島沖2期空港島造成区域内 | | |
| (3) 工事内容 | 護岸捨石、地盤改良工事 | | |
| (4) 工事数量 | ・捨石（雑石） | 約 | 23万m ³ |
| | ・サントドレーン（φ500mm） | 約 | 4,700本 |
| (5) 工期 | 約8ヶ月 | | |

※ 工事数量及び工期は変更することがあります。

2. 採用する発注手続きの名称

当社が定めた調達手続の中の、トラックⅡ-2（一般競争入札方式）とします。

3. 応募資格

特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）として、次の条件を全て満たすことが必要です。

(1) 共同企業体の全ての構成員

- ① 日本国の建設業法に基づく土木工事業の許可を取得している者であること。
- ② 成年被後見人若しくは被保佐人若しくは被補助人又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- ③ 当社から指名回避の措置を受けている期間中の者でないこと。
- ④ 当社の「空港用地造成工事」に係る一般競争参加資格（客観点数）の認定の通知を受けている者。

- ⑤ (土木一式)工事について、建設業法第27条の23の規定による経営事項審査(以下「経営事項審査」という。)の審査基準日が契約締結日の日の1年7ヶ月以上前でないこと。
- ⑥ 暴力団が経営する建設業者又は暴力団員が実質的に経営を支配する業者及びこれに準ずる者でないこと。

(2) 共同企業体の構成

共同企業体の構成は次によること。

- ① 構成員の数については定めない。
- ② 代表者の出資比率は20%以上とし、構成員中最大であること。
- ③ 全ての構成員の最小出資比率は、10%以上であること。
- ④ 同一会社が、2以上の共同企業体の代表者又は構成員となることはできない。

(3) 共同企業体の必要条件

次の全ての条件を満たすこと。

- ① 当社の「空港用地造成工事」に係る客観点数が、後記の代表者又は構成員としての基準を満たしていること。
- ② 1999年度以降に、軟弱地盤において護岸築造工事を施工した実績を有すること。
- ③ 1999年度以降に、水深-15m以深におけるサンドドレーンを施工した実績を有すること。
- ④ 次の全ての基準を満たす者を、主任技術者又は監理技術者として専任で配置できること。
 - ア 建設業法に規定する一級土木施工管理技士又は技術士(建設部門)の資格を有する技術者。
 - イ 前記②、③の施工経験を有する技術者。
 - ウ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証を有する者。
- ⑤ 工事に必要な作業船であるサンドコンパクション船を所有又は保有していること。

(4) 共同企業体の代表者

次の全ての条件を満たすこと。

- ① 当社の「空港用地造成工事」に係る客観点数が1,250点以上であること。
- ② 元請(共同企業体の構成員の場合は、20%以上の出資比率)として、(3)②、③の全ての施工実績を有すること。
- ③ (3)④の主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。

(5) 共同企業体の代表者以外の構成員

次の①又は②のいずれかの条件を満たすこと。

① 施工実績を有する場合

次の全ての条件を満たすこと。

ア 当社の「空港用地造成工事」に係る客観点数が1,000点以上であること。

イ (3)の②、③のいずれかの施工実績若しくは類似の施工実績を有すること。

ウ 建設業法に規定する一級土木施工管理技士又は技術士(建設部門)の資格を有する技術者で、かつ前記イの施工実績工種における施工経験を有する技術者を専任で配置できること。

② 作業船を所有している場合

ア 当社の「空港用地造成工事」に係る客観点数が1,000点以上であること。

イ 工事に必要な作業船であるサンドコンパクション船を所有していること。

(6) 入札参加者間に、入札の適正さが阻害されると認められる一定の資本関係または人的関係等(次の①～③)のある複数の者(以下、「複数の者」とする。)の同一入札への参加は認めないこととします。なお、その複数の者全てが代表者以外の構成員である場合、及び代表者を含む同一共同企業体で結成している場合は認められます。

① 資本関係

ア 親会社と子会社の関係にある場合。

イ 親会社と同じくする子会社同士の関係にある場合。

② 人的関係

ア 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合。

イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法または民事再生法の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。

③ その他入札の適正が阻害されると認められる場合

ア ①または②と同視しうる関係が認められる場合。

(7) 施工計画

審査項目である施工計画が整えられること。

4. 応募書類の提出期限

2009年5月8日(金曜日)午後4時まで(郵送による場合も同じ)

5. 応募方法

(1) 応募書類の提出場所並びに本件発注に関する窓口(コンタクトポイント)

関西国際空港用地造成株式会社 総務部財務課

〒549-0001 大阪府泉佐野市泉州空港北1番地 建設棟4階

TEL 072-455-4703

FAX 072-455-4710

(2) 応募書類の受付期間

2009年4月8日(水曜日)から5月8日(金曜日)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前10時～正午、午後1時～午後4時まで、上記(1)に示す場所において受付けます。

ただし、4月30日(木曜日)から5月8日(金曜日)までの間に応募される場合は、受付時の混乱を避けるため、応募の2日前までに予約が必要です。

(3) 応募手続きに用いる言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(4) 応募に必要な書類(①～④、⑦～⑪は所定の応募書類)

- ① 競争参加応募書
- ② 特定建設工事共同企業体結成届
- ③ 応募者調査表
- ④ 経営規模等総括表
- ⑤ 最新2期分の決算報告書
- ⑥ 直近の経営事項審査結果通知書の写し
- ⑦ 共同企業体協定書
- ⑧ 委任状
- ⑨ 工事の施工実績及び当該工事契約書の写し
- ⑩ 配置予定技術者の資格・施工経験
- ⑪ 施工計画
- ⑫ 主要作業船の所有又は保有を明らかにするもの
- ⑬ 技術提案の実績
- ⑭ 社会貢献の実績

6. 応募者に求められる義務

提出された応募書類の内容に関する当社からの照会に対し説明が必要です。

7. 暫定仕様書・暫定契約約款・応募書類の閲覧、入手方法

本件に係る暫定仕様書等一件書類は、当社の閲覧窓口において閲覧に供するとともに、希望者には、2009年4月8日(水曜日)から5月8日(金曜日)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前9時30分～午後5時まで、下記に示す場所にて有料で販売します。

なお、郵送により購入を希望される方は、下記宛お申し込み下さい。

有限会社 関西エアポートエージェンシー

TEL 072-455-2903

FAX 072-455-2907

〒549-0001 大阪府泉佐野市泉州空港北1番地

航空会社北ビル4階

8. 暫定仕様書の説明会

(1) 日 時

2009年4月20日（月曜日）午後3時00分より

(2) 場 所

大阪府泉佐野市泉州空港北1番地 エアロプラザ北側
建設棟1F会議室

(3) 参加者

応募を希望する者並びに下請及び資機材供給の希望者が参加できます。

(4) 参加申し込み

「2期空港島護岸築造工事（その15）の暫定仕様書説明会に参加希望」と明記し、希望の内容（元請け、下請け、機材供給の別）、及び出席人数を付記して、4月17日（金曜日）までに上記5.(1)に示す場所へハガキ又は電子メール(sugie_t@kald.co.jp)により申し込んで下さい。

(5) 意見表明の方法

説明会において、文書又は口頭で表明できます。なお、意見の採用の可否は当社が決定します。

(6) その他

- ① 説明会の当日は、建設棟の駐車場が大変混雑すると予想されますので、一般駐車場を利用されますようお願いいたします。
- ② 参加者は、1社2名以内といたします。
- ③ 説明会においては、暫定仕様書、契約約款、応募用紙一式を持参願います。

9. 競争参加招請者の選定方法等

(1) 競争参加招請者の選定基準

競争参加招請者の選定基準を希望される方は、上記5.(1)に示す場所で入手できます。

(2) 選定方法

応募資格の各条件を全て満たしている方について、当社の選定基準に基づき選定した方を競争参加招請者とします。

(3) 通知並びに公表の時期及び方法

競争参加招請者として決定した方については、6月22日頃に、当社からの「競争参加招請通知」の送付により通知します。

なお、競争に招請されなかった方への通知は行いませんのであらかじめご承知願います。

10. 契約約款及び仕様書等の閲覧・入手方法

一般競争参加招請者の選定と同時に、上記5.(1)に示す場所において契約約款及び仕様書等を閲覧に供するとともに、希望者には上記7. に示す場所において販売します。

11. 契約の相手方の決定方法等

(1) 契約の相手方の決定方法

当社が予め設定した契約制限価格内で、最も低額の見積書を提出した競争参加招請者を契約の相手方とします。

ただし、見積価格が契約制限価格に比べ著しく低い場合は、その妥当性を確認するための審査を行います。

(2) 見積合わせ

本工事の着工は、弊社が関西国際空港(株)から本工事に係わる資金調達ができることを前提としており、競争参加招請者には別途見積合わせの日時を通知します。

SUMMARY

1 Contract title

Airport Island Reclamation, Second Phase - Seawall Construction Part 15

	Seawall Construction Part 15
Rubble Stone	Approx. 230,000 m3
Sand Drain	Approx. 4,700 set

2 Application period

From 10:00 am on Apr 8, 2009 to 4:00 pm May 8, 2009

3 Estimate submission period

Those invited to participate in the bidding shall be granted over 60 days starting from the day of the invitation to submit their estimates.

4 How to obtain application forms

Application forms are available with charges at:

Kansai Airport Agency

Company Building (4F) 1 Senshu-Kuko Kita, Izumisano, Osaka 549-0001

TEL +81-72-455-2903 FAX +81-72-455-2907

There will be a charge for each form.

5 Application submission and inquiries

Contracting Division

Administration Department

Kansai International Airport Land Development Co., Ltd.

Company Building (3F) 1 Senshu-Kuko Kita, Izumisano, Osaka 549-0001

TEL : +81-72-455-4703

FAX : +81-72-455-4710